



議案第五十四号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同法同条第三項の規定により、これを本議会に報告して承認を
求める。

昭和五十四年四月二十八日

三朝町長 松村 喬成

昭和五十四年四月廿八日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

専決第一号

専決処分書

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、三朝町税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

昭和五十四年三月三十一日

三朝町長 松村 喬 成

三朝町条例第十八号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「十五万円」を「十六万円」に改める。

第八十二条第一号イ中「六百五十円」を「七百元」に改め、同号ロ中「千円」を「千五百円」に改め、同号ハ中「千三百円」を「千四百五十円」に改め、同条第二号イ中「二千円」を「二千二百円」に、「二千六百元」を「二千八百五十円」に、「五千九百元」を「六千五百円」に、「三千三百円」を「三千六百五十円」に、「二千元」を「二千二百円」に改め、同号ロ中「千三百円」を「千四百五十円」に、「三千九百元」を「四千三百円」に改め、同項第三号中「三千三百円」を「三千六百五十円」に改める。

第九十条第一項を次のように改める。

町長は、次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。

- 一 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神薄弱者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢十八歳未満のもの又は精神薄弱者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を

含む。)で、当該身体障害者又は当該身体障害者若しくは精神薄弱者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転するものうち、町長が必要と認めるもの(一台に限る。)

二 その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等

第九十条第二項中「前項」を「前項第一号」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項第二号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前七日までに、町長に対して、当該軽自動車等を呈示するとともに、第八十七条第三項各号に掲げる事項及び当該軽自動車等の種別を記載した申請書を提出しなければならない。

附則第十條中「第一項から第十六項まで」及び「読み替えるものと」を削る。

附則第十一條の見出し及び附則第十二條(見出しを含む。)中「昭和三十一年度から昭和三十三年度まで」を「昭和三十四年度から昭和三十六年度まで」に改める。

附則第十三條(見出しを含む。)中「昭和三十一年度から昭和三十三年度まで」を「昭和三十四年度から昭和三十六年度まで」に改め、同條の表を次のように改める。

上 昇 率 の 区 分		負 担 調 整 率
一、一五倍以下のもの		一、〇五
一、一五倍を越え、一、三倍以下のもの		一、一
一、三倍を越えるもの		一、二

附則第十五条の見出しを「(特別土地保有税の課税の特例)」に改め、同条中「昭和五十一年度から昭和五十三年度まで」を「昭和五十四年度から昭和五十六年度まで」に改め、同条に次の一項を加え、同条を附則第十五条の二とする。

2 法附則第三十一条の三第二項又は第三項の規定の適用がある土地に係る特別土地保有税については、第三百三十七条第一号(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)又は第二号中「控除した額」とあるのは、「控除した額の三分の一に相当する額」とする。附則第十四条の次に次の一条を加える。

(訖替規定)

第十五条 法附則第三十一条の二第一項の規定の適用がある土地に係る特別土地保有税については、第三百三十六条中「又は第五百八十七条」とあるのは、「、第五百八十七条又は法

附則第三十一条の二」とする。

附則第十六条中「昭和五十三年度分」を「昭和五十三年度から昭和五十五年度までの各年度分」に改める。

附則第十六条の二第一項中「昭和五十四年度」を「昭和五十九年度」に改める。

附則第十七条第一項中「」に相当する課税長期譲渡所得金額」を「。以下「課税長期譲渡所得金額」という。」に改める。

附則第十七条の次に次の一条を加える。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例）

第十七条の二 前条第一項の場合において、同項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下本条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下本条において同じ。）のうちに、優良住宅地等のための譲渡（法附則第三十四条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。以下本項において同じ。）があるときにおける前条第一項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第一項第一号又は第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する

額とする。

一 前年中の前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる譲渡の全部が優良住宅地等のための譲渡に該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 当該課税長期譲渡所得金額が四千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の四に相当する金額

ロ 当該課税長期譲渡所得金額が四千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

(1) 百六十万円

(2) 当該課税長期譲渡所得金額の二分の一に相当する金額と当該年度分の課税総所得金額との合計額を当該課税総所得金額とみなして計算した場合の所得割の額から、二千万円と当該年度分の課税総所得金額との合計額を当該課税総所得金額とみなして計算した場合の所得割の額を控除した金額

二 前年中の前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる譲渡の一部が優良住宅地等のための譲渡に該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 当該課税長期譲渡所得金額のうち前年中の前条第一項の譲渡所得の基因となる譲渡で優良住宅地等のための譲渡以外のものに係る部分の金額（以下本号において「一般

課税長期譲渡所得金額」という。)が二千万円以下で、かつ、当該課税長期譲渡所得金額のうち当該優良住宅地等のための譲渡に係る部分の金額(以下本号において「特定課税長期譲渡所得金額」という。)が四千万円から当該一般課税長期譲渡所得金額を控除した金額以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の四に相当する金額

ロ 当該課税長期譲渡所得金額のうち一般課税長期譲渡所得金額が二千万円を超える場合又は当該課税長期譲渡所得金額のうち一般課税長期譲渡所得金額が二千万円以下で特定課税長期譲渡所得金額が四千万円から当該一般課税長期譲渡所得金額を控除した金額を超える場合のいずれかに該当する場合 次に掲げる金額の合計額

(1) 一般課税長期譲渡所得金額(当該一般課税長期譲渡所得金額が二千万円を超える場合には、二千万円。以下本号において「一般比例課税金額」という。)と特定課税長期譲渡所得金額(当該特定課税長期譲渡所得金額が四千万円から当該一般比例課税金額を控除した金額を超える場合には、当該控除後の金額に相当する金額。以下本号において「特定比例課税金額」という。)との合計額の百分の四に相当する金額

(2) 一般課税長期譲渡所得金額の四分の三に相当する金額と特定課税長期譲渡所得金

額の二分の一に相当する金額との合計額に当該年度分の課税総所得金額を加算した金額を当該課税総所得金額とみなして計算した場合の所得割の額から、一般比例課税金額の四分の三に相当する金額と特定比例課税金額の二分の一に相当する金額との合計額に当該年度分の課税総所得金額を加算した金額を当該課税総所得金額とみなして計算した場合の所得割の額を控除した金額

2 前項の規定は、前条第一項の場合において、同項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡のうち確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第三十四条の二第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下本項において同じ。）に該当するものがあるときにおける前条第一項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第三十四条の二第六項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。ただし、三朝町税条例附則第十

七条及び第十七条の二の改正規定は、昭和五十五年四月一日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

第二条 改正後の三軒町税条例(以下「新条例」という。)第二十四条第二項の規定は、昭和五十四年度分の個人の町民税から適用し、昭和五十三年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第十七条の二の規定は、昭和五十五年度分の個人の町民税から適用し、昭和五十四年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第三条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、昭和五十四年度分の固定資産税から適用し、昭和五十三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第四条 新条例第八十二条の規定は、昭和五十四年度分の軽自動車税から適用し、昭和五十三年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第五条 新条例附則第十五条の二第一項の規定は、昭和五十四年度分の土地に対して課する特別土地保有税から適用し、昭和五十三年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。